

大磯町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

大磯町道路占用料徴収条例（昭和 40 年大磯町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占有物件		単位	占有料
法第 32 条 第 1 項 第 1 号に掲 げる工作 物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1,630
	第 2 種電柱		2,500
	第 3 種電柱		3,370
	第 1 種電話柱		1,460
	第 2 種電話柱		2,330
	第 3 種電話柱		3,200
	支線及び支線柱		670
	その他の柱類		150
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 mにつき	15
	地下に設ける電線その他の線類	1 年	9
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	1,430
	地下に設ける変圧器	占有面積 1 m ² に つき 1 年	880
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	2,910
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,220
	広告塔	表示面積 1 m ² に つき 1 年	2,110
	その他のもの	占有面積 1 m ² に つき 1 年	2,910
	法第 32 条 第 1 項 第 2 号に掲 げる物件	外径が 0.07m 未満のもの	長さ 1 mにつき
外径が 0.07m 以上 0.1m 未満のもの		1 年	90
外径が 0.1m 以上 0.15m 未満のもの			140
外径が 0.15m 以上 0.2m 未満のもの			180
外径が 0.2m 以上 0.3m 未満のもの			270
外径が 0.3m 以上 0.4m 未満のもの			350

	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		610	
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの		880	
	外径が1.0m以上2.0m未満のもの		1,750	
	外径が2.0m以上のもの		3,490	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年	2,910	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊		100	
	その他のもの		100	
第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が1のもの	$A \times 0.004$
			階数が2のもの	$A \times 0.006$
			階数が3以上のもの	$A \times 0.008$
	上空に設ける通路		1,060	
	地下に設ける通路	640		
その他のもの	100			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	21	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	220	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	220
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	2,110
	標識		1本につき1年	2,330
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	21
		その他のもの	1本につき1月	220
	幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	21
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	220
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,120
		その他のもの		1,060

政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占用面積1㎡につき1月	220
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		290
前各項に該当しないもの	前各項に準じて町長が定める額	

備考

- 1 金額の単位は円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置された変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるときは、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 7 Aとは、地方税法（昭和25年法律第226号）第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1㎡単位価格をいうものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大磯町道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

平成 23 年 11 月 30 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄